

町税の納期変更に係る現在の状況について

1 現 状

現行の納期

- ・軽自動車税：全期（5月）
- ・固定資産税：8期（6月～1月）
- ・町県民税（普通徴収）：8期（6月～1月）
- ・国民健康保険税：8期（7月～2月）
- ・介護保険料（普通徴収）：8期（7月～2月）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）：8期（7月～2月）

2 問題点と課題

現状の問題点	課 題
1) 滞納者の増加	現在の納期はのべつ支払いに追われているために、ちょっとした「うっかり」でもすぐに滞納扱いになっています。督促状の発送は、毎月1,000件を超えています。
2) 納税組合の事務煩雑	納税組合に送られる通知や納付書等も多く、役場の収納管理も煩雑していて、納税したのに支払催促をされたというような行き違いもおこりやすくなっています。
3) 各種手数料（徴収コスト）の増加	① 他町と比べ、納期の回数が多いので、口座振替の回数分だけ町が支払う手数料が余分にかかっています。 ② 口座振替普及率は、7割を超えています。口座振替手数料と納税組合運営費補助金とに重複している部分があります。 ③ 納税者の方の利便性を向上するために、コンビニ収納など他の徴収方法の研究もはじめています。

3 今後の方向

検討の納期（案）

- ・軽自動車税：全期（4月）
- ・固定資産税：4期（5月、7月、12月、2月）
- ・町県民税（普通徴収）：4期（6月、8月、10月、1月）
- ・国民健康保険税：納期の変更は無
- ・介護保険料（普通徴収）：納期の変更は無
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）：納期の変更は無

町民皆さんの意見をいただき、より納付しやすい方法、徴収に係る費用対効果など、理解をしていただいた上で、納期の取り扱いについて検討を進めてまいります。